

# 反障害通信

26. 1. 18

187号

## 「右—左ではない上—下が問題」という錯誤

ユーチューブを見ていたら、野党党首の街頭情宣というか対話集会の様子が出てきました。かねてから、「自分たちは右でも左でもない」と言っていたのですが、それに「右か左かが問題なのではない、上と下が問題なのだ」とか言っていました。その言い方は、リベラルな学者からも出ていたのです。

### 右と左とは何か

最近、差別とか、格差とか、平和とか言うと、「ネトウヨ」から「左翼」規定されるらしいのですが、そもそも、右か左の規定があいまいになっているから、混乱が起きているのです。冒頭に書いたことですが、上と下ということは格差とか言われること、もっと幅広くとらえると差別の問題なのです。で、それをどうとらえるのか、どうするのかこそが、左か右かの問題なのです。上と下の関係をなくそうとするのが左。上と下の関係を小さくしようとするのがリベラル。上と下との関係をそのままにしようというのが保守。上と下の関係を固定化・拡大させようとするのが右派。上の下への支配を強調するのが極右・ファシストということになります。これについては図式化の弊害ということを意識しつつ、敢えて図式化した論攷を前号で書いたのです、参照してください。

[https://771033e8-ab2b-4e5b-9092-62a66fd59591.filesusr.com/ugd/6a934e\\_41db689a1a9e4808b4e52aca4dd7eea9.pdf](https://771033e8-ab2b-4e5b-9092-62a66fd59591.filesusr.com/ugd/6a934e_41db689a1a9e4808b4e52aca4dd7eea9.pdf)

図表が小さいので大きい版も見てください。 <http://www.taica.info/adsnews-186rlf.pdf>

### ポピュリズムとは何か？ 左派ポピュリズムはありえない

さて、ポピュリズムとは一体何なのでしょう？ それは政治的に自分たちのグループの支持を上げ勢力を拡大するために、大衆の意識に迎合することです。それは右派ポピュリズムでは、差別的感情に依拠して、それを煽り、勢力を拡大することを意味します。その手法として、「騙す」ということも厭いません。そもそも、戦後保守・右派政治が、そしてとりわけ、安倍元首相が虚偽答弁を 118 回なしたと報告されているように、アベ政治以降政治家の資質は、「平気でうそをつけること」となった感があります。

さて、右でも左でもない自己規定するひとは、確かにポピュリズム的存在なのですが、左のポピュリズムというのはいりえるのでしょうか？

少なくともマルクス／エンゲルスにはポピュリズムということはいりえないことでした。

そこからすると、左派ポピュリズムはありえないことで、左派ポピュリズムという存在矛盾なのです。右でも左でもないとだまぐらかしを言って、右に誘導するのが右派ポピュリズムで、右でも左でもないとだまぐらかしを言って、左には誘導できないとなるのです。

「右でもない左でもない」というひとは、右や保守でありえても少なくとも左ではない

となるのです。「左派ポピュリスト」と自称するひとは（ポピュリストとは嘘つきだという規定できるので、表立ってポピュリストを自称するひとはいないのでしょうが）、左派性を棄てたひとなのです。「左派ポピュリズムはありえない」となります。

但し、アーレントのファシズム規定の中で、むしろファシズムとナチズムを「全体主義」規定の中に包含する事態ができました。

### アーレントの「全体主義」規定

そもそも、アーレントはスターリン主義の「一国社会主義論」的支配体制を全体主義と規定したのですが、この概念は曖昧です。アーレントは、そもそもロシア革命で、社会主義が定立したとしたようなのですが、ロシア革命が労農独裁から、それが農を支持基盤にしていた社会革命党の離脱・排除で一党独裁になり、世界的白色介入もあり、新経済政策を導入した時点で、社会主義への移行に失敗したと押さえることだったのだと思います。事実、レーニン自身が、新経済政策を、「これは国家資本主義だ」と規定しています。そもそも、レーニンはマルクスの左派的展開を、幾重にも踏み外しています。「労働者の解放は、労働者階級自身の事業である」「(プロレタリア独裁の) 革命政府において、出来合いの機関をそのまま使えない」ということを、レーニンは「現実主義」ということで、外部注入論や秘密警察の設置ということでも踏み外したのです。また、レーニンの民族問題に関する方針で、レーニンは意図的に騙すつもりはなかったのですが、「民族自決権」はウクライナを停戦のために「ブレスト＝リトフスク条約」でドイツに譲渡したのです。そもそも、レーニンの中央集権制という反差別論的に矛盾することは、民族自決権とアンチノミー（二律背反）になるのです。

アーレントのスターリン主義に対する、そしてそこからするファシズム総体への「全体主義」規定は、スターリン主義的国家の「社会主義の定立」を前提にしている錯誤です。そもそも共産主義へ至る社会主義は「全体主義」にはならないのです。「一国社会主義」という排外主義的国家主義、他国を従属させる「社会帝国主義」に陥ったところで、内実は国家資本主義というゲゼルシャフト社会のエゴイズムに陥っていったのです。社会主義などにはなりえない全体主義対個人主義という対立概念からすると、疑問を持たざるを得ません。ファシズムには差別主義というエゴイズムがあります。それは、これも錯誤ですが、「社会という総体のために個人が奉仕する」という構図にもなりません。「社会」ではなく、「国家」（ここで、「国家」にカギ括弧をつけて「国家」としているのは、国家を超える高次の共同幻想体、「第三帝国」とか「大東亜共栄圏」とかがファシズム的に突き出されることがあるからです。）という幻想共同体が先に来て、「国民」がその「国家」のために死ぬる国民になることを強いるのです。これは日本の極右の主張と重なるのです。もう一つ、「全体に奉仕する・全体のために死ぬ」ということの錯誤は、そもそもファシスト的党の上層部は、権力闘争を展開していて、自分が国家のために奉仕するとか謂うようには動いていません。党员たち、上層部に行けばいくほど、自分の立身出世のために党幹部に付度・おべんちゃらを繰り返して行くのです。まさにゲゼルシャフトの世界です。トランプ政権での閣議の様子が映像として流れていましたが、順番に忠誠を誓わされるようにおべんちゃらを言わせられていました。そこでの「全体の利害」は国家＝幻想共同体としての虚構の利害に過ぎません。一般の党员のエゴイズム的利害の追求もナチス政権の台頭と崩壊を描

いたフィクションですが、クラウス・コルドンの「ベルリン三部作」、「たわしの読書メモ・・ブログ 615～617／・クラウス・コルドン／酒寄進一訳 岩波書店(岩波少年文庫)2020」(「反障害通信」131号所収 <http://taica.info/adsnews-131.pdf>) に明らかです。

ですから、アーレントのファシズム総体に対する「全体主義」規定は、「(共同幻想としての) 国家主義的・超国家主義的全体主義」規定として見直される必要があると、わたしは押さえています

### 戦争とファシズムの隆起に対決するために

そもそも、右—左規定が問題になるのは、右派ポピュリズムの台頭ということやファシズムの隆起の中で、右左の規定をはっきりさせる必要があるからです。

そもそもポピュリストは往々に、ファシズムの中身としての国家主義と差別主義に飲み込まれていくのです。というよりも、右派ポピュリズムはファシズムへの誘導的存在として出てきているのです。

もう一つ押さえておかねばならないことは、「右—左ではない上—下が問題」と言っているひとたちがファシズム批判のなかみとしての国家主義批判をなしえていず、「国益」や「国賊」という言辞を使っているし、もうひとつの中身としての反差別と言うことをきちんと突き出していず、未だに障害差別の差別語を使っていることもあります。

ファシズムに対峙するために、その中身としての国家主義と差別主義にきちんと対峙するためにも、上—下ということ、差別の問題としてはっきりさせるためにも、右—左の規定をきちんとしていかななくてはならないのです。(み)

(「反差別原論」への断章)(115)としても)

## HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 187号」アップ(26/1/18)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、昨年4月初めに1年ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害—反差別研究会のHP」のIV.F[廣松ノート] <http://www.taica.info/hiromatunote.html> に『存在と意味 第一巻』をアップしています。  
<http://www.taica.info/hironosoni.pdf>

## 読書メモ

連載中の[廣松ノート(8)]の『存在と意味2』の14・15回目。

たわしの読書メモ・・ブログ 721 [廣松ノート(8)]

・廣松渉『存在と意味2—事的世界観の定礎』岩波書店 1993 (14)

## 第二篇 營為的世界の問題構制

### 第二章 役割行為の共互的構造と協働的態勢

#### 第一節 役割行為の存在構制

(この節の問題設定—長い標題)「行為は、学理的な見地から観るとき、その大抵が役割演技としての構制と意義を有ち、且つ亦、協働としての構制と意義を有つ。当事者自身、他者の期待に応じての役割遂行、この役割行為を屢々自覚的に遂行し、共互的な役割行動を演じ、往々にして亦、顕在的・対自的な協働行為を営む。役割行為は即自的にも対自的にも他者にとっての所期目標または／および手段として位置しうるが、いずれにせよ、対自的・対他的な役割行為は、対自的／即自的な期待の察知を成立要件とし、期待察知に動機づけられた目標実現(目的達成)型の構制を具えた機序で遂行される。」 309P

**第一段落——前節の復習と「役割行為」の定義——「他者の期待に応じての行為」** 309-10P

(対話①)「**前節**において行為のフェア・ウンスな範式として「当体主体が、環境((イ)場面的状況、(ロ)協演的他者、(ハ)規範的条件、等)に規制されつつ反って環境内与件を手段的に利用することで環境内部的局所に対象的变化を現成せしめ。この手段利用の対象变化の実現(目標実現)において目的を達成する能為的活動」という目的達成型の構図を暫定的に提示しておいた。溯って**前篇第二章第二節**の論脈中で、「他者の興発的価値の現前に呼応して発動される行動を、それが当事他者ないし環視的第三者によって期待されている様式的行動と(少なくともフェア・ウンスに)認めうる場合、それを当事他者に対向する役割演技と謂う」と述べ、役割行為を暫定的に“定義”しておいた。」 309P

(対話②)「役割行為は、右に再掲した範式において、特に、環境中の協演的他者(裏方・囃子方・観衆たちをも含む)の期待に動機づけられて特定他者に対向して遂行される目的達成型の行為として、つまり、暫定的に“基本的範式”と呼んでおいた図式の特殊的限定形態として、叙べることができる。が、翻って**前節**の行論中で指摘しておいた通り、「人間の行為は(少なくとも即自的には)悉く一種の協働である」と言うことができる。今茲において、協働の担掌という規定で以って「役割行為」なる概念を“再定義”するとすれば、人間の行為なるものは(それが特定他者に対向して遂行されると否とに拘わらず)悉く一種の役割行為にほかならないことになる。」 310P

(対話③)「以下では、当体的主体の視座に即して陳べる際には「他者の期待に応じての行為」という常套的“定義”の線ですれを把え返す便法を採ることにしたい。」 310P

**第二段落——演劇モデルに仮託する流儀で錯図化し、場面的与件の一部が、目標実現の“場所的対象”または／および“道具的手段”として機能する在り方にも論及する** 310-4P

(対話①)「偕、「役割行為」も「目的達成型」行為の一形態であるからには、前掲範式中に謂う「環境」に属する「場面的状況」や「規範的与件」によっても制約されることを俟たない。が、規範的制約という要件については「規範」なるものの形成を論考する**後論**に先立っては、その介在を配視はしつつも、ブラックボックスに納めたままにしよう。場面的状況とそれによる規制という論件についても、**後論**に至ってはじめて全幅を勘案する段となる。とはいえ、当座の議論を進めるにあたり必要最低限、演劇モデルに仮託する流儀で錯図化し、場面的与件の一部が、目標実現の“場所的対象”または／および“道具的手段”として機能する在り方にも論及しておかねばなるまい。」 310P

(対話②)「能為的主体たる当体にとって展らせる環境は、啻なる物理的実在界などというものではなく、情動興発性・行動誘発性を具え(加之、規範的拘束性のごときをも含む)諸々の価値性を物象化せる相で帯びた財態的環界であり、その諸分枝は相互照映・媒介相にあ

る。(財態の「実在の所与—意義的価値」の二肢的二重性の構制や「価値」の物象化的内自化の機制などについて、当座の議論にとって最小限必要な事項は既に前篇中で叙べておいたので、爰ではそれを前梯として少々拙速に議論を進めることにしたい。)——財態的環界の“一部”たる「場面的状況」は、当事的主体にとっての“舞台的場面”に擬(「なぞ」のルビ)らえることができる。それは、或る種の行動を抑止・阻害し、或る種の行動を誘発・促進する。環境的状况は主体的行動にとって(正/負)的制約的要因、条件を成す。この舞台的場面上において、当事主体によって与件の一部が用具的・道具的な手段として利用され、場面内の局所で目標的变化が実現される。目標的变化がそれにおいて体现されるところのものを行為対象と呼び、主体がそれを“用い”て目標的变化をもたらすところのものを手段と呼ぶが、手段は用具的・道具的に利用される既存的与件ばかりでなく遂行的行為をも含む。 (当事主体を“純然たる精神的エージェント”に局定して議論する場面では、肉体の全体はもとより、いわゆる意識内容のごときをも環境的状况に属せしめることになる。われわれとしては、いずれ、考察を原理的な次元にまで深める必要があり、その場面ではこのことを真摯に勘案する運びとするであろう。が、しかし、以下暫くの間、当事主体なるものを“純然たる精神的エージェント”にまで局定することなく、常識的・日常的な思念相に仮托する流儀で、“心身の主体”の次元で扱っておきたいと念う。但し、この“常識的な取扱い”においても、肉体は悉く主体の側に算入されるわけではなく、肉体(の一部)は恰かも外的な用具的手段として扱われたり、行為的作らきかけの対象として扱われたりしている。これが実情である限りで、肉体(の少なくとも一部)は環境的状况の側に位置しうる。)」 310-1P

(対話③)「場面的状況すなわち能為的主体にとっての“舞台的場面”は、こうして、決して単なる物財から成っているわけではなく、機能性に即して錯構造化されるのであるが、図柄を見え易くする方便として敢えて物財的編制に象徴させれば、(a)“舞台的装置”、(b)“道具的手段”、(c)“目標的对象”に“分かれ”つつ、総じて主体的行為にとっての正/負的制約条件を成す。」 311-2P

(対話④)「協演的他者は、一定条件の下では、当体的自分と一緒に「主体我々」を形成しうる。が、その場合には、実は協演的他者ではもはやなくなっている。この次元については後論において考察することにし、爰では飽くまで協演的であるかぎりでの他者を問題にしておく段である。」 312P

(対話⑤)「舞台場面的環境に登場する他者は、直接的な相手や直接的な共演者だけとは限らない。芝居に譬えて記せば、囃方や黒衣や裏方も在り、観客でさえ、彼らが演者の役割行為の期待者、暗黙の賞罰者(「サンクショナー」のルビ)である以上は、われわれの謂う広義の協演的他者に算入される。——協演的他者は財態的環界の“一部”を成す者として、当事主体の或る種の行動を抑止・阻害し、或る種の行動を誘発・促進する。それは、種々の価値性を帯びた財態として主体的行動にとって正/負的制約的要因・条件を成す。協演的他者といえども、財態的環界の分節態の一種として、右記の点では「場面的状況」(“舞台的場面”)とも共通する。更に言えば、協演的他者も、当事主体にとって“道具的手段”として機能することも“目標的对象”に位することもありえ、謂うなれば“舞台的装置”の一部ですらありうる。」 312P

(対話⑥)「協演的他者は、それなりの特殊性を帯びている筈ではあるが、右に見るように、財態的環界内の存在体一般と共通する。客体的存在体としては環境的状况を形成している諸物と決定的に別異というわけではない。それでは、どこに種差的特性があるのか？ さしあたり二つの特性が思い浮かぶ。第一に、役割期待的意識性である。同じく当事主体の行為を誘発・促進(抑止・阻害)するといっても、協演的他者は、唯単なる客体的財態としてそうするのではなく、少なくともそれに加えて、期待意識性を差向けることで(時によっては、期待意識性に基づいた具体的行動を差向けることで)誘発・促進(抑止・阻害)する。この点で一般の環境舞台内の与件とは相違する。(尤もアニミズム的な世界理解にあっては、全ての財態的存在がそうしうる他者と見做されるので、この種差は消失する。が、これについてはひとまず棚上げしておく。)第二に、目標実現的内発性を挙げることができる。同じく手段として当事主体が利用するといっても、人物的他者の手段的利用の場合、例えば人間枕といった唯単なる財態的客体としての利用もありうるとはいえ、大抵は、当の他者に一定の目標実現行為を遂行するように仕向けるという仕方で手段的利用がおこなわれる。つまり、他者の内発的行為を当事主体が誘発し、他者のその行為(他者にとっての目標実現型の行為)を当事主体が自分の目的達成のための手段としてそっくり利用するという仕方で他者(の主体的行為)を手段的に利用する。この点で、単なる客体的財態の手段的利用と相違する。(尤も、アニミズム的な世界理解の下では、例えば、弓の弦を手離して矢を“内発的”に発射させるとか、水道のコックを捻って水を噴出させるとか、このたぐいの現象も他者の主体的行為の誘発と見做されうるのであろう。更には、呪術的感応によって、直接的には手を下すことなしにも、諸々の与件の主体的行為を誘発し、それを手段的に利用できるものと了解されておりうる。が、これは姑く棚上げとして議論を先に進めておきたい。)——第一の「役割期待的意識性」ということは他者に意識主体性を認めることであり、第二の「目標実現的内発性」ということは他者に行為の主体性を認めることであり、いずれにしても、他者を単なる客体的存在体ならざる主体的存在者として扱うところに種差的区別が置かれている所以となる。」 312-3P

(対話⑦)「茲では、しかし、他者を「役割期待的意識性」の主体として認知すること、ないしはまた、他者を「目標実現的内発性」の主体として認知すること、この主体としての認知そのことがポイントなのではない。当事主体の側が、他者の役割期待的意識性を理解することによって誘発的／抑止的影響・制約を被むるということ、および、他者の目標実現的内発性を相手の意識性に作らきかけることによって誘発するということ、この意識性を介しての影響関係がポイントである。(尤も、アニミズムの場合は今棚上げのままにしてあるが、他者による役割期待を理解することによって……という域を超えて、他者に手を下されることで……というケースもあり、また、他者の意識性に作らきかけることで……という域を超えて、他者に手を下すことで……というケースもある。が、しかし、その場合でも、惰性体に手を下して物理的に突き動かすのとは違って、意識的過程による媒介がやはりポイントであることが認められよう。)——協演的他者は、その差向ける役割期待が当事主体によって理解されるという意識過程を介して正／負の制約的影響を及ぼし、また当事主体がそれへと差向ける役割期待を理解するという意識過程を介して言うて居る目標実現型行為を遂行することで当事主体にとっての手段として機能する。」 313-4P

(対話⑧)「ところで、当事主体と協演的他者とは期待されていることを理解する、および、期待していることを理解させる、という逆方向の「期待—理解」を体現するとはいえ、ここでの協演的他者は同一人物とは限られないのであるから、恒に必ず共互的というわけではない。当事者に期待を差向ける他者と、当事者が期待を差向ける他者とは、別人でもありうる。(例えば、前者は“観衆”、後者は“共演者”といった場合もありうる。)——「期待されている—理解する」と「期待している—理解させる」とが同一人物相手(「パートナー」のルビ)との間で交互的・反転的に成立する場合、以って交互的に相手にとっての手段と成り合うケース、それが共互的役割行為の場合にほかならない。」 314P

(対話⑨)「いずれにしても、しかし、協演的他者を構造内的契機とする行為、すなわち役割行為においては、他者による期待の(一方的または／および双方向的)理解が、成立条件の必須的契機をなす。——それ故、爰で「期待の理解」という問題が論件となる。そして、実は、役割行為の円滑な遂行に際しては、常に「期待の理解」だけでなく、協演的他者に関わる種々の理解が要件をなす。依って、役割行為の成立機序に関わる他者理解について、少々視界を拡げて論じておく次序である。」 314P

**第三段落——役割行為の遂行に際して当事主体が協演的他者(とりわけ相手・共演者)に関しておこなう認識・理解の部面 314-8P**

(対話①)「役割行為が自覚的に遂行されるためには、当事主体が協演的他者による役割期待を察知・理解することが何は措いても必要である。——協演的他者なるものが財態一般から区別して意識されるためにも、他己認知・他者理解が要件をなすが、この原理的可能性という次元での論考(前篇の最終節二〇四頁以下参照)には爰では溯るには及ばないであろう。——役割期待の察知・理解とは、当事“この身”が一定の“意識事態”(これは期求的督促感を伴って表象されている一定の未来的状景であり、当の企投的未来状景とそこへ到る過程は、“この身”を、そして場合によっては他の能為主体とその所作態をも、構造内的契機として含む相で表象されている)を“あの身”に帰属化させる態勢の現成である。(この帰属化の現成と相即的に“あの身”が能期待者、“この身”が所期待者という規定性を受け取ること、溯っては、謂う所の「帰属化」の機制、これらの事項については前篇第二章で論じておいたので、再説は省くことにしたい。)」 314-5P

(対話②)「爰で述べておきたいのは、役割期待の察知・理解という役割行為にとっての必要条件そのことではなく、役割行為の遂行に際して当事主体が協演的他者(とりわけ相手・共演者)に関しておこなう認識・理解の部面についてである。」 315P

(対話③)「当事主体は自分が行為を差向ける相手に関して必要な認識を確保しようとする。彼は相手の相貌・態度・挙動に認識の目を注ぎ、意識態勢(なかならず情意的心態や期成的志向)を察知し、相手の動静を可及的具体的に予料する。——なるほど、当の必要な認識が謂うなれば瞬時的・直覚的に獲得され、さながら反射的に即応的行動が履行されるため、事前的認識というステップが殊更に介在しない場合もある。がしかし、そのような場合であっても、対向的・即応的な行動の過程を通じて、相手に関する認識が構造内的契機を成すことには変りない。——相手が既知の人物である場合には、その相手については既に持合わせている知識も動員して解釈・理解がおこなわれる。相手が初対面の人物であっても、外部的に観察される諸特徴(発話・発現の様式や内容をも含む)を手掛かりに、既成の類型

的・範型的な把捉図式や解釈図式に当て嵌めて理解が図られる。相手の動静の予料に方(「あた」のルビ)っては、予備的知識や推測的判断によってそれが可能な場合には、役柄存在規定や人格的特性も参酌される。(前篇、第二章第三節、第三章第二節を参照されたい。尚、役柄存在規定や人格特性の理解に際しては、「慣行様態理念型」や「人格特性理念型」を“用い”ての理解がおこなわれる。この件については別著「現象学的社会学の祖型」三〇三頁を参看頂きたいと念う。) 315-6P

(対話④)「相手が行為中であるとき、ないしはまた、相手が一定行為を了えた場面では、その行為の目的性動機ないし／および理由性動機(これらの動機概念については本巻一一一頁以下参照)の解釈的理解がおこなわれる。——行為というものは、第三者の見地からは全て目的達成型の範式に納めうるにしても、行為主体本人の意識性においては決して恒に目的意識型になっているわけではない。激情の爆発といった行為もあれば、習慣的惰性的な行為もある。時としては、本人は殆んど無意識的に行為している場合もある。それ故、理解者の側では、所与の行為が第三者的認定においても目的価値性を認定するだけでは不十分であって(つまり、第三者的認定の見地から“目的性動機”を“読み取る”だけでは不十分であって)、当事者の意識態に即しても追体験的・追認識的に理解する必要がある。これを欠いては自分の側での適応的行為は覚束ない。——本人の顕在的意識にのぼっている目的性動機を理解することが大切なのは言うまでもないが、それを安直に追認してしまうわけにもいかない。本人はしばしば一種の自己欺瞞に陥っていて、第三者的に判定すれば“真の目的性動機”は別であること屢々だからである。本人の心算(「つもり」のルビ)の追体験的理解と、第三者の見地からの“客観的”判定理解との双方が必要とされる。理由性動機の精確な理解は甚だ複雑である。理由性動機は極めて多くのケースにおいて(旧来の動機理由にあっては無視・軽視されてきた憾みがあるのだが)、役割期待の察知、それに基因する所期的役割行為の決意的企投であるように見受けられる。尤も、役割取得が即自的“条件反射的”におこなわれてしまい。理由性の動機が本人の意識にはこれと違ってのぼらない場合もある。いなむしろ、そのようなケースが大部分であると言っても過言でないかもしれない。「役割期待の察知、それに基因する所期的な役割行為の決意的企投」を以て理由性動機として理解する際、これは本人においても反省的に対自化されうることは言い条(く)どり、さしあたっては理解者の側での判定的理解である。翻っては亦、真性の理由性動機は深層心理的分析に俟ってしか理解できない場合もある。更には、唯単なる深層心理的分析といった手法では動機を突き止めることが不可能であり、そうでありながら、“経験的一般則”として、しかじかの与件の状況下ではかくかくの規定性を帯びた人物主体は概してどういう行動をおこなうかが“決っている”ため、動機からというよりもむしろ“原因”から所与の行為を“説明的に理解”できるような場合もある。」 316-7P

(対話⑤)「役割行為の遂行に際して、当事主体が協演的他者におこなう認識・理解は多種多様であり、以上で叙べた幾つかは僅々一斑にすぎないのだが、役割行為の齟齬なき(齟齬の少なき)履行のためには、如上の諸部面に亘る認識・理解が要件をなす。(前篇)の行文中すでに誌しておいたので復唱しなかったが、例えば、眼前の人物の感情状態を認識することは、その人物とそつなく応対するために必要というばかりでなく、第三者たちによってこの自分がその人物を慰める／宥(なだ)める／励ます……という役割行動を演じるように期

待されていることの察知・理解のためにも必要、という事情もある。)就中(なかんずく)、相手との共演わけでも交互的即応行為に際しては、如上(じょじょう)の認識・理解が須要であって、殊に、自分の目的達成のために相手の行為を手段的に利用しようと図る場合(逆に亦、相手の目的達成のために自分の行為を手段的に提供しようと図る場合)、それは不可欠の構成要件である。」 317P

(小さなポイントの但し書き)「他者に関する理解というとき、本人自身の自己規定や自家証言は何らの特権性を有たない。なるほど、本人の意識態を追体験的に理解しようと図る場合など、本人の自家証言が極めて重要な手掛りになる。とはいえ、本人は自己欺瞞に屢々陥りがちでもあり、自家誤認と言わざるえないケースも往々にしてある。“正しい理解”というのは、本人の思念相と合致した理解の謂いではなく、認識論的に突き詰めれば“判断主観一般”の“判断”との合致、卑俗に言えば、間主観的に認証される“理解”の謂いとなる。／或る種の学派においては、意識の私秘性というドグマとの関係もあって、本人の証言に特権的な位置を与えるが、前篇の最終節でも述べた通り、これは到底戴けない。／本節では、対面的な役割行動の存在構制に主眼を向けつつ論じているため、本人自身の思念相における意識態の追認識にかなりの比重を置いて叙述している次第であるが、役柄的行為の協働的編制の一般的存立機序にあつては、次節および次々節において見るように、当事者本人の主観的私念相は事実上ブラックボックスに納めることさえできる。一般論としての「行為の意味」の理解においては、主観的に私念された意味の理解、況してや、その追体験的理解ということは、手掛かりではあつても、何ら特権的な意義を有つものではない。念のためこのことを爰に申し添えておく。」 317-8

**第四段落——「目的達成型行為」の「企投意識」の構造を分析し、この「企投」の実行、他者の「目標実現型行為」を自分の目的達成行為の一手段として利用する構制** 318-23P

(対話①)「偖、役割行為は、当事主体本人が恒に必ずそのことを逐一自覚しているというわけではないが、少なくともフェア・ウンスには、目的達成型の構制になっており、本人自身も屢々「目的—手段」の構制を意識している。それ故、爰で「目的達成型行為」の「企投意識」の構造を分析し、この「企投」の実行、更に進んでは、他者の「目標実現型行為」を自分の目的達成行為の一手段として利用する構制、これを一瞥しておきたいと念う。」

318P

(対話②)「企投は、或る未在的状景を表象し、その未在的状景を実現することにおいて、一定の目的を達成しようと決意する意識性活動である。」 318P

(対話③)「茲に謂う「実現される(予象的な)状景」を「目標」と呼ぶ。この目標は、企投の時点では知覚的には未在であり、表象的に泛かべられる。とはいえ、目標状景の構成成分は企投の時点において既に知覚的に現前しておりうる。例えば、手中のライターを点火しようとする場合や、眼前の蛇口から出ている水流を止めようとする場合など、前者では知覚的に現認されうるライターの上部の位置に定位的に焰の表象が泛かぶるのであって、謂うなれば“知覚プラス定位的表象”という一状景(この状景全体としては企投の時点では知覚的には不在)が目標状景として現識されている。目標状景は、企投の時点では知覚的には不在の「表象されているだけの未在的状景」とは言い条、右に見たように、知覚的・既在的な“成分”をも含み得、表象とはいっても(臉に泛かぶのではなく)知覚的对象界の一定の場所

に定位的に泛かぶ場合もある。実際問題としては、このような場合のほうがむしろ普通だとさえ言える。(言い換えれば、目標状景が純然たる表象界に泛かぶ場合のほうが却って稀である。)目標は、表象界に留まろうと知覚的对象界で実現されようと、そのまま「目的」なのではない。目的は目標という所与が“帯びる”意義的価値(目標という所与が単なる所与以上の或るものとして妥当するところの「或るもの」、意義的価値)である。企投者は、例えば殺人という目標実現において、復讐とか名誉保持とか処刑とかの目的達成を期する。同一の与件の実在(といっても、これ自身すでに別の価値を担う財態)たる目標が、企投者の志向に応じて、種々様々な目的価値を有ちうる。(目標と目的の二肢的二重性については前篇第一章第三節の論脈内で既述したところを想起・参照されたい。)——尚、目標状景なるものは明晰判明に表象されるとは限らない。目的がそれに即して意識されさえすれば、目標なるものは明晰判明に表象されるには及ばない。それは丁度、認知的意味(例えば内語の意味)が明識されさえすれば、認知的所与(例えば内語の音韻表象)は不明晰であっても支障がないのと同様である。目標が単に言語表現(内語)的泛かべられるだけで、およそ“絵画的”“画像的”には泛かばない場合もある。が、その場合でも、当の言語表現的に描出される状景が目的価値を担う所与たるかぎり、企投が成立しうる。(これまた前篇の論脈中で述べたことなので留意を求めるに止めるが、「目標」というとき、われわれは目標的状景の一全体を指す。或る種の学説では主体の現出する所作態の終局的姿態だけを目標と見做す風情であるが、われわれとしてはこれを採るべくもない。われわれの謂う目標状景には、勿論、企投当事主体本人の一定の所作態が含まれうるし、時によっては主体当人の一定所作態が目標状景の基幹・中核でもありうる。が、目標状景は場面的状況内の与件を「目標対象」つまり作らきかけの対象として含むのが普通であり、ミニマムでも、“対象的场所＝場所的对象”の相では含む。目標的对象というのは、それにおける所期の変化が目標を体現するところのものであり、一般には対象物である。が、対象物の実質的な変化は事実上問題外で、もっぱら、そこにおいて所期の変化が生じる場所的存在としてのみ視野に入る場合もある。このような場合でも、純粹空間的场所といったものではなく、一定の対象的变化を体現するかぎり目標的对象に算入する。——目標状景に他人、他人の一定の所作態が含まれうること、他人が目標的对象物のケースさえありうること、これは言い添えるまでもない。)」 318-20P

(対話④)「企投は、一般に亦、手段の策定をも構造内的契機として含む。場所的状況内の特定与件を“駆使”することによって目標的对象に作用を及ぼし(主体に即すれば、それを仲介して対象に作用を及ぼし)、以って所期の対象的变化を実現しようとする。」 320P

(対話⑤)「茲に謂う「駆使される(仲介的)与件」を「手段」と呼ぶ。——われわれは日常的思念に妥協して「手段」を「もの」の相で語るが、勝義においては手段は動態的機能であって、単なる「もの」ではない。——手段は、「もの」の相では企投の時点において知覚对象的与件である場合でさえ、勝義においては、つまり動態的機能相においては、企投の時点では知覚的には未在であり、表象的に泛かべられる。(手段は目標的变化を仲介的に生ぜしめる機能的与件の総称であるから、一定スパンでの目標が更なる高次的目標にとっての手段に位する場合、中間的目標が終局的目標にとっての手段に位置すると言う。が、以下では暫くの間、行論の錯雑化を避けつつ手段の本質的構制を直視すべく、中間的目標的手段

というケースは棚上げするかたちで議論を運んでおきたい。)手段は、「もの」の相で言っても、事物や人物でありうるばかりか、物体的運動や肉体的運動でもありえ、言語その他の“無形的文化財”でもありうる。が、勝義においては、動態的な機能態の十全態が目標の対象に作用して所期の変化をもたらす機能を演じるのであり、この機能態が手段なのであるから、当の機能態の“本質的な構成因子”と見做される限り、個々には目標の対象に直接的に作用を及ぼすわけではないものであっても、手段の構成因子に算入される。(いわゆる技能・技倆・技術といったものばかりでなく、事と次第では規範のごときでも、それが“手段的に機能する動態的機能態”の“本質的な構成因子”と見做される限り、手段に算入されうる。——厳密に言い出せば、総世界的な連関態の機能が目標対象の変化を現成せしめるのであるから、手段は総世界的な拮がりにおいて考えられねばならない。だが、その際には目標の対象や当事的主体なるものと機能的手段なるものとを分截化することも無意味に帰する。存在論的な原理的次元で言えば、「目標対象—機能的手段—当事的主体」という分截そのことが、所詮は便宜的・仮設的な区分にすぎない。われわれとしては、このことを踏まえ、「本質的な構成因子」と見做される限り」という便宜的な限定の下で、手段なるものの要因をひとまず劃する次第なのである。)手段は目的価値性との反照において手段的価値性を帯びる財態である。が、前篇第一章第三節の論脈内で既述したように、手段は目標実現機能性において目標と因果連鎖的に関わり、その目標が一定の目的価値性を有つこととの反照において、間接的に、目的に対する手段的価値性を帯びるのである。」

#### 320-1P

(対話⑥)「読者は爰で、手段の駆使、とりわけ主体による肉体の駆動や道具の使用、さらには、協演的他者を動かして手段的に利用する機制、これらについて分析的に討究する作業を予期されるかもしれない。が、議論の順序として、これは姑く措いて、企投意識態の分析をもう一段進めておかねばならない。」 321P

(対話⑦)「企投は、目標状景の表象と相即的な目的を志向、加之(「くわえて」のルビ)手段の策定、これで完結するのではなく、決意をも構成要件とする。——決意が直ちに実行に移される場合もあるが、決意と実行とのあいだにタイムラグの介在する場合もあり、いずれにせよ、企投的決意という意識現象と実行という心身的(心物的)事象とが一応分截される。(繰り返して断っている通り、われわれは認識(「エルケンネン」のルビ)など“純然たる精神的行為”と呼ばれるものをも実践の一形態に算入する。が、本巻では、認識はそれが“心身的行為”の構造内的契機たる限りでのみ扱い、心身的事象としての行為を論件とする。そして認識といえども実は決して単なる“精神的行為”ではない限りで、必要に応じて折々に配視する措置を採っている。何卒、諒とされたい。)」 321-2P

(対話⑧)「扱、決意は、欲求的情動感や当為的促迫感などを伴ったり、欲求や当為に限らず諸々の情動性／非情動性の覚識に機縁づけられたり、要言すれば“純粹意志”ではなく、複雑な心態の構造内部的契機とも謂うべき相にある。この故に、人が企投的決意の具体相を検討しようと試みる際には、決意に纏(「まつ」のルビ)わる当の複雑な心態を綜観・分析する課題を負うであろう。がしかし、企投意識の本質的構制を概念的に把握するに当たっては、欲求・当為などの因子は暫く括り出して、恰かも“純粹意志的決意”であるかのように処理するのがひとまず妥当であろうと思う。」 322P

(対話⑨)「茲に、企投的決意は、目標状景の表象と相即的に志向される目的を(手段の策定をも伴いつつ)現実化・達成しようとする態勢を決する意志の営なみである、と一応は言われうる。が、目標状景を表象する能作や手段を策定する能作は直ちに意志の能作とは言えないであろう。目標の表象や手段の策定に際しては、諸々の知覚環境内の与件や諸々の記憶的・想像的表象も勘考されるが、この勘考も直ちに意志の能作とは言い難い。——われわれの本来の立場からすれば、知覚的能作、表象的能作、感情的能作、意志的能作……といったそれぞれに固有の作用成句を具備する多種類の能作、多種類の意識作用なるものを想定すべき謂われはない。が、今は姑く、常套的な思念に便乗しつつ、論点の所在を見定めようと試行中である。——認知的能作と意志的能作とを分けるとすれば、目標的状景の表象や手段的与件の表象は、場面的状況の知覚・表象とも併せて、認知的能作によるものと見做されるのが常套であろう。しかし、思い泛かぶあれこれの可能的目標状景・目標対象のうち、特定の状景・対象を撰定的に確定する能作は如何？ また、思い泛かびうるあれこれの可能的手段のうち、特定の手段を撰定的に策定する能作は如何？ 撰ぶ与件は認知的能作によって知覚・表象されるのであるとしても、撰択する能作、すなわち、撰び・定める能作は、意志的能作だとするのが通念であろう。」 322-3P

(対話⑩)「目標や手段の撰択・決定に際しては、当の目標や手段の実現や活用が可能である(Können)かどうか、許容される(Mögen)かどうか、時によっては、当為である(Sollen)かどうか、場合によってはまた、それが望ましいかどうか、といったことも勘考・判定される。これらの勘考の“与件”は、目標や手段の撰択に方(「あた」のルビ)つての与件とは別種の能作によって現識化されるのかもしれない。だがいずれにせよ、判定する能作、それは撰定する能作の一亜種であろうから、やはり意志的能作と見做されてしかるべき筈である。」

323P

(対話⑪)「斯くて、企投的決意にあっては、認知的能作も作らくにせよ、意志的能作による撰択的決定が構成的一要件である。そして、企投を実行に移す決意的起動、これが意志の作らきであるというのが通念にほかなるまい。」 323P

**第五段落——撰択的決定および決意的起動という意志作用の在り方を論件とする** 323-9P

(対話①)「今や撰択的決定および決意的起動という意志作用の在り方が論件になる。が、撰択的決定については、意志の自由(撰択的自由)について後述する論脈に持越すことにしよう。決意的起動についても、その一斑はやはり、意志の自由(起動的自由)について後論する論脈に持越すが、一端に関しては爰で直ちに討究に付す段である。」 323P

(対話②)「爰では、企投の実行の構制が当座の焦点であるとはいえ、「手段利用—目標実現」過程の具体相はひとまず措いて、主体自身の身体的起動、および、協演的他者の誘動、この局面における問題性から見て行こう。」 323P

(対話③)「われわれは先刻来、論点の所在を明瞭にすべく、認知的能作とは別種の意志的能作なるものが撰択や起動をおこなうのであるかのように誌してきた。この言い方では、精神的エージェントの意志作用が、意識現象の領野内で撰択的決定をおこなうばかりでなく、物質的肉体に起動力を及ぼして身体的活動を始動させる、という含意になっている。且常的・常識的な思念においては慥かにそのように了解されており、種々の理説においても往々にしてそう考えられている。この理路にあっては、心→身の因果的な影響関係が想定され

ているわけである。しかも、企投的意識内容が物理的対象界において現実化されるというのであるから、そこでは「心的現象→物的現象」の“変換”“転化”も併せて想定されている。だが、しかし、われわれ自身の理論的見地では、このような理路は積極的に採らるべくもない。意志的能作が身体的運動を起動するかのごとき上来の表現は日常的思念に仮托した暫定的言表だったのであって、「意志」という特別な作用力が在って、それが肉体に作動力を及ぼすわけではない。われわれ本来の理論的立場からすれば「心→身」因果関係は認められない。」323-4P

(対話④)「人々は日常、「心」が起動的影響を「体(「からだ」のルビ)に及ぼすと考えており、この思念は鞏固な既成観念にさえなっている。この既成観念は、決意的起動感を体内に感じるという体験的事実によって支えられている。だが、**前章第二節**の論脈中で述べた通り、「われわれとしては……いわゆる意志行為に際して、“心”が“体”に起動的作用を及ぼすとは考えない。また、意識現象ないし心的活動が肉体的過程(神経生理学的活動)に転化・転成するとも考えない。われわれは「身心関係論」上の「随伴説」を最終的に採らず、新規の理説を唱道する者ではあるが、当座の行文においては、**前章第二節**の暫定的措置を踏んで、次の了解に立脚する。——「人々がいわゆる意志行為に際して内に感じる起動感とは、心なるものの作動の感知ではなく、一定の肉体的過程の始動(神経支配(「インネルヴェアチオン」のルビ)的筋肉運動の起始)の感知にほかならない。起動・始動しているのは、心なるものではなくして“体”なのである。この起動は遠心性パルスの発生による一定筋肉活動の開始にほかなるまい。そして、その感知・感受という“精神的活動”は、精神なる存在体の自発的自己活動ではなくして、起動時における中枢神経の機能的状態に“随伴”する一現象と考えられる」。この暫定的了解が即それである。——この際のポイントは、随伴ということではなく、「心」が直接「体」に作用力を及ぼすというオカルトの回避にある。」

324-5P

(対話⑤)「われわれの見地からすれば、こうして、意志なる精神力が肉体を動かすわけではないのだが、当事主体の表層的な意識性に即すれば、決意的起動に“因って”身体的運動が開始され、中介的な手段を介しての「対象への作用的因果連鎖」に及び、対象的变化が生起する。起動された身体的運動と中介的手段との接続の在り方、中介的手段の種類、中介的諸手段の連鎖的編成の方式、これは多様である。手段として協演的他者の主体的な活動が利用されない場合であっても、つまり、中介的手段としてはもっぱら物的存在たる用具・道具が使用される場合であっても、当人の意識では、惰性体を順次に衝き動かすという様式になっているとは限らない。念力で体外の事物(道具や対象)を動かすことこそ叶わないものの、自身に関しては、決意しただけで、謂わば遠隔操縦的に、手足が“おのずと”動いたりもする。また、手足で直接に突き動かしたり、持ち動かしたりするのではなく、直接には一定の機縁的な操作を施すだけで、バネの“自発力”、風力や水力などの“自動力”、ひいては、蒸気力や電磁力などの“内発力”を発動させ、これを手段的に利用することで所期の作用連鎖、対象的变化を実現することも可能である。「手段利用—対象変化」は多分に“遠隔操縦的”でありうる。機械装置やハイテク技術が手段的に利用される場合には愈々その感が深い。(爰では、呪力による操縦という思念は棚上げとするが、当人の思念相では「手段利用—対象変化」は多分に“遠隔操縦的”であるということ、但し、フェア・ウン

スには、そこには因果的作用連鎖が見出される筈であるということ、この両面的事実の配視を要する。)」 325P

(対話⑥)「他者の主体的活動を手段として利用する場合には、「他者の目標的内発性を相手の意識性に作らさかけることによって誘発すること」、この意識的過程による媒介が要件になる。尤も、他者の意識性に作らさかけると言い、以って他者を“遠隔的に操縦する”と言っても、念力で誘導・操縦するわけではない。当方としては、言語的発話であれ、態度・眼差・身振であれ、一定の身体的運動を第一次的・機縁的な手段として行使するのであって、純然たる精神力とやらで始動させるわけではない。相手の意識性に作らさかけるためにも自分自身の側での一定の身体的運動が必須不可欠である。——他者は当方の期待(懇請であれ命令であれ)に応じて一定の目標実現型の行為という形で役割行為を遂行し、以って当方にとっての一手段として機能する。その機能的径行は当の他者本人にとっては“近接的操作”であっても、当方にとっては“遠隔操縦的”である。この構制の内実については次節「役割遂行の共互構造」において論究することにし、爰ではとりあえず誘導的起動の在り方に関してのみ一言しておこう。——他者は決して無条件的に当方の期待に服従して行為するわけではない。彼は能為的主体である以上、拒絶的反應の“自由”を有つ。とはいえ、それにもかかわらず事実の問題として、人は差向けられている期待を察知・理解するや、期待されている通りにでこそなけれ、まず大抵は期待に副う形での応待を体現する。拒絶する場合ですら、拒絶することに“内的抵抗感”を覚えるのが普通であって、とかく期待に応えようとするベクトルが傾動する。他者の誘導的起動はこの傾動性に俟つところ大であるように思われる。では、誘導的起動を発現せしめる当の傾動性のビルトインは如何なる機制に因るものであるのか？」 325-6P

(対話⑦)「惟えば、この傾動たるや、そもそも当事主体が役割行動(これは一般に目的達成型の構制になっている)の企投を動機づけられている当のものにもほかならない。」 326P

(対話⑧)「この問題に周到に応えるためには、役割行動なるものの動機づけの一般的構制を発生論的に溯って討究する必要がある。われわれとしてはこの作業を次々節から次章の前半にかけて追々に果たして行く予定である。が、爰で論件の一端に搦手(「からめて」のルビ)から示唆的に触れておくことにしよう。」 326P

(対話⑨)「人が差向けられた期待に応じて役割行動を演じるのは、必ずしも利害得失・賞罰などの利己的打算・計算に基いてのことではない。さりとしてまた、それは“利他的本能”“他受的本能”とやらの発露といったものでもあるまい。——突飛・奇矯の印象を与えることを憚らずに言えば、今問題の機制はいわゆる催眠現象とも共通するところがあるように見受けられる。」 326-7P

(対話⑩)「催眠現象と一口に言っても、多次元的であって、一様ではない。表層的催眠にあつては、被術者は、意識が朦朧とした状態になっていて、術師が命ずるままに、手を挙げろと言われれば挙げ、座れと言われれば座り、「兎さんになった」と言われれば、いかにも兎らしい仕草でピョンピョン跳ねたりする。ところが、術師が「ズボンを脱げ」というような被術者の“価値観”“当為観”に反するたぐいの命令を出すと、上衣を脱ぐというような“妥協的”“代償的”な行動で応える。特に注目したいのが、深層的催眠と呼ばれる現象である。術師が被術者に「三時になったら窓を開けなさい」「燕の姿を見かけたら直ぐ閉め

なさい」と命じておいてから術を解く。被術者は正常な意識に戻って談笑している。そのうち、三時になると彼は窓を開ける。そして、やがて、窓の外に燕の姿を見かけると慌てて窓を閉める。何故、窓を開けたのか、また、何故窓を閉めたのか、彼に質問してみる。「空気が濁ってきたから」「燕が飛び込んできては厭だから」と彼は答える。彼は術師に命じられていたということを全然憶えておらず、自分なりの意識性で“自発的に”企投し、決意的に起動したつもりでいる。——深層催眠においては、術師によって事前に“条件づけられていた反応”が、当の“条件刺激”の出現(その認知)に伴って“おのずと”“自発的な”企投的・決意的行為のかたちで発現する。まさに「条件反射」(意識性・決意的企投性を伴う条件反射!)である。表層的催眠現象もこれまた、条件反射理論に拠れば、言語的刺戟による「第二次信号系」条件反射にほかならない。」 327P

(対話⑩)「人が期待に応えようとする傾動性、すなわち、期待性表出現相の出現(その認知、つまり、期待の察知・理解)を機縁にして、所定の企投的・決意的な行動で応えようとする傾動性は、まさに深層催眠と共通の機制に因るものと思わせずにはおかないであろう。人は、なるほど、欲求・価値観・当為観に強く反する期待を差向けられた場合には、拒絶するかもしれない。だが、その場合ですら、拒絶することに“内的抵抗感”を覚え、一定の“妥協的”“代償的”な行動で応じるのが普通ではないか。ここでもやはり、催眠的行動現象との共通性が認められよう。」 327-8P

(対話⑪)「議論のポイントは催眠現象ということそのことにあるのではない。神経生理学的に溯れば「条件反射」「条件反応」ということが論点である。つまり、一定の“条件刺激”の出現(その認知)を機縁にして、ビルトインされている条件反応が現出するという、この条件反応は、現に多くの役割行動がそうであるように、“無意識的”“反射的”にも進捗するが、時としては意識性(企投的意図性・決意的起動性)を伴っても遂行されうるということ、ここにポイントがある。」 328P

(対話⑫)「問題は、ここで、一体いかにして当の「条件づけ」が形成され既成化するに至っているのか、この発生論的経緯に懸ってくる。この件については後論に俟たねばならないが、嚮に前篇第三章第二節の行文中で先取的に述べておいた「広義のサンクション」が回答の鍵をなす筈である。今は唯この旨を記しておくに止めよう。」 328P

(対話⑬)「役割行為というものは、当事主体が差向けられている期待を察知・理解すること(即自的な“察知”をも含む)を機縁にして企投的・決意的に遂行する場面であれ、当事主体にとって手段的に機能する他主体が(当事主体による期待に応じて)一定の役割行動を演ずる場面であれ、一般に、既成的にビルトインされている条件反応の機制を成立条件とする。が、発生論的初次局面に限らず、その場で現成する条件反射(この言い方が一見「条件反射理論」に牴触するよう見えようとも、さに非ざることについては本書一四九頁を参照されたい)に俟つ場合もある。畢竟するに、神経生理学的な機制に即して言えば、役割行為なるものの成立機序は条件反応の機制を基底的な構成要因とする。」 328P

(対話⑭)「われわれは以上、「役割行為の存在構制」を見定めるべく、舞台的環境(場面的状況・協演的他者・規範的条件、等)とその分節を視野に入れつつ、環境的制約・規制、協演的他者に関わる理解(役割期待の理解ばかりでなく役柄存在規定性や人格的特性の理解、ひいては、他者的行為の目的性/理由性動機の理解、等)を配視し、役割行為がフェア・ウン

スには一般に「目的達成型」の構図を呈することに鑑み、目的企投意識の構造(目標の表象、手段の策定、等)、決意的“起動”による身体的運動を介しての手段的与件の操作、所期の対象的变化＝目標実現、そのことによる目的の達成、これらの構制について、概略を論じてきた。その論脈内で、協演的他者の役割行為を当事主体が自分の目的達成のための手段として利用する機制についても一端を論じておいた。とはいえ、「行為撰択(目的な手段の撰択)の自由」および「行為起動の自由」、つまりは、決定論／非決定論の原理的な対立に関わる所謂「自由意志」論を首(「はじめ」のルビ)め、役割行為の交互的手段化の分析、役割行為の協働的存立性、役割行為主体の「我々」相への形成の追跡、等々、未だ数多くの論件を遺したままである。総じて、本節での行論は、主題化しえた範囲でも、論点の確認という域を幾許も出ていない。」 329P

(対話⑩)「遺された課題に答えるためには、しかし、視界を拡充しつつ爾他の論材を取入れる必要もあるので、節を新たにして議論を継続する途に就くことにしよう。」 329P

たわしの読書メモ・・ブログ 722 [廣松ノート (8)]

・廣松渉『存在と意味 2 一事的世界観の定礎』岩波書店 1993 (15)

## 第二篇 営為的世界の問題構制

### 第二章 役割行為の共互的構造と協働的態勢

#### 第二節 役割遂行の共互構造

(この節の問題設定—長い標題)「役割行為は、当事者たちにとって対自的(「フェア・ジッヒ」のルビ)にも、屢々、共互的に遂行される。——共互的役割遂行には、順次交替的／並行共業的／同時相補的、等の諸形態をとる。——共互的な役割行為は、当事主体たる一者(「アイン」のルビ)—他者(「アンダー」のルビ)が互いに相手の手段となり合う(「互いに相手を手段として利用し合う)ことにおいて目的を達成するという構制を示す。当の目的達成が両者各々の単独的行為では期し難い限りで、共互的役割行為は、単なる銘々の個別特殊利害の期成ではなく、共同的利害の成就を体現する。そこではまた、各々が夫々目的を志向するのであるとはいえ、両者の目的が合致する場合もある。だが、共互的役割行為は対等な互酬的行為とは限らないのであって、支配—服従の構造をも呈しうる。」 329-30P

**第一段落—対物的行為と对人的行為とを二半球的に分断することなく、統合相で範式化しようとする 330-1P**

(対話⑪)「前節の行文中で述べた通り、われわれは既成的理論の多くとは異なり、いわゆる対物的行為と对人的行為とを二半球的に分断することなく、統合相で範式化しようとする。マルクス式に言えば、「人間の対自然的かつ相互的な関係行為」、この統合相を如実に把握することが要件である。——尤も、分析を進めるに際しては、いわゆる対物的行為(すなわち、事物的対象に一定の変化を生ぜしめることを企投目標とする行為)と、いわゆる对人的行為(すなわち、人物的対象に一定の行動を生ぜしめることを企投目標とする行為)とを、無差別に処理するわけにはいかない。両者が構造的に統合されている場合にあってさえ、“対物的側面”と“对人的側面”とを、区別と関連の相で分析する必要に往々直面する。この

ことを否認する心算はない。だが、或る種の論者たちのように、例えば、生産的労働と相互的行為(「インタラクチオン」のルビ)とを両半球的に分断し、前者は恰かも(対人的・協働的な関係抜き)の孤絶な対物的行為であるかのように、そして、後者は恰かも(対物的な関係抜き)の純然たる対人的行為であるかのように、夫々を切離して行為論を展開するのでは断じて不可である。(対物的行為と対人的行為とが分断して扱われるのは、物心二元論に基づく物的存在と人的存在との二元的処理という“存在論的(?)”淵源もさることながら、行為観それ自身の場面での、視野狭窄(ママル)に因由するものであろう。論者たちは、ともすれば、片や、摂食的欲求的充足行為とか、たかだか農耕的作業とかを“対物的行為”の典型とし、片や、道徳的行為とか、たかだか対話的活動とかを“対人的行為”の典型とする。そして、“対物的かつ対人的”な行為の典型を、物品の授受、商品の交換といったケースに置きがちである。これらがそれなりにモデル化されうるたぐいの行為であることは、一応認めても宜(「よ」のルビ)い。がしかし、このたぐいの余りにも抽象的で貧弱なモデルに即しつつ、それを単純に推及する流儀で以っては、行為事象のアクチュアルな分析・規定は到底覚束ない。モデルというものは、なるほど単純で抽象的であることを嘉(「よ」のルビ)しとするにしても、それは必要な諸規定を具えている限りでのことであって、単純性の選好にも自ずと限界があろうというものである。——論者たちの単純性選好は、しかも、多分に要素主義的な存在観に支えられている。が、われわれとしてはこれを採るべくもない。われわれとしては、謂うなれば「函数的概念」[E・カッシーラー]として必要最小限の“変数”を具えた相での概念を措定し、それに相応してモデルを設定して事に当らねばならない。)

330-1P

(対話②)「われわれの謂う「役割行為」の範型は、“対物的側面”と“対人的側面”との統合相に即したものであって、決して純然たる対人的行為ではない。「共互的役割行為」に限定してもやはりそうである。——惟うに、旧来の役割理論においては、とかく“対物的行為”は閉却しつつ、もっぱら“対人的行為”として処理されてきた概(「おもむき」のルビ)がある。われわれとしても、目的達成型の行為とはいっても、人物的対象に一定の変化(一定の役割行為)を生起せしめることを当座の専一的な企投目標とするケースが現にあることを否認しはしない。だが、われわれの観るところ、役割行為なるものは一般に、そして、共互的役割行為ですら、単なる対人的行為ではなくして、概しては“対物的かつ対人的”な目的達成型行為としての構造を有つ。」 331P

**第二段落—— 共互的役割行為の幾つかの種別的類型 331-7P**

(対話①)「共互的役割行為、すなわち、複数の当事者たちが一者(「アイン」のルビ)——他者(「アンダー」のルビ)の對他者関係に立ちつつ互いに相手人物にとっての手段として機能する行為を演じ合う(演じさせ合う)行為は、これ自身、幾つかの種別的類型に分けることができる。理念型的には、(1)順次交替型(交互型)、(2)並行共業型(協同型)、(3)同時相補型(補完型)に分けて論じようように思う。本節では、そのうち、(1)に即して論じ、(2)、(3)は基本的には次節に譲り、(1)との対比・対照に必要な限りでのみ言及する算段としたい。」 331-2P

(対話②)「交互型の共互的役割行為というのは、発生論的にはいわゆる「オ頂戴遊ビ(遣り取りゲーム)」のごときどころか、「頬笑み—頬笑み返し」や交互的な「イナイイナイバー」のごときまで溯ることのできる順次交替的な役割行為の謂いである。或る種の対話活動も

これに含めることができる。交互的と謂うのは、但し、構造に即した規定なのであり、即自的な共互的行為も存在する。——われわれとしては、この際、同型的な行為の交互的な演行という如上の諸ケースから拡張して、交互的に役割行為が演行される限り、遂行される行為は非同型的である場合をもこれに含めたい。というより、非同型的な役割行為が交互に演行されるケースをこれの典型として取扱いたいと念う。例えば、人物Aが人物Bに向かってボールを投げ人物Bが人物Aに向かってボールを打ち返す。或いは、AがBに衣服を仕立てさせ、BがAに仕立賃を支払わせる。このたぐいの交互的役割行動がそれである。(協同型というのは、複数の人物が力を合わせて岩を転がすとか、声を合わせて歌を唱う斉唱とか、このタイプの並行共業型の役割行為の謂い。補完型というのは、例えば握手とか格闘とかのように、一人の側だけでは目標実現行為にならず同時相補的な行為としてのみ甫めて一定の役割行為の演行になるようなタイプの謂いである。このコメントで(1)、(2)、(3)の種別の大略を理解して頂けよう。)」 332P

(対話③)「偕、順次交替型(交互型)役割行為の共互構造を、AがBに衣服を仕立てさせて仕立賃を支払う、という例に即しながら検討してみよう。——Aにとっては、仕立て上った衣服の使用価値の獲得が達成目標である。(出来上った衣服の引渡しを受けること、これが実現目標であり、この実現目標において所期の企投目的を達成する。)Aはこの目的を企投し、中間的目標としてBに衣服を仕立てさせることを企投する。Bによる一定衣服の縫製という事象の生起が、Aにとっての手段(手段的中間目標)であり、Aはこの事象の生起(Bが衣服を縫製すること)をBに期待し、この役割行動期待をBに差向ける。(この期待告知は、態度や身振によって履行される場合もあるにせよ、一般には言語的伝達によっておこなわれるが、いずれにせよ、Aにしてみれば、それが第一局面的課題であり、この暫定目標を実現するためには、自分自身の一定の身体的活動[発声を含む]を手段的に起動することを要件とする。) Bは、Aによって差向けられた役割期待(Aが、Bによる縫製という未在的状況を表象しつつ、且つ希求的督促感を懐いていること)を察知する。そこで、Bは、Aによる期待に応じるか否かを撰択的に決意するが、そのさい、応じた場合にAに対して期待できる役割行為(仕立賃の支払い)、応じなかった場合には予期されるAの反応行為を勘考する。(今此処では、Aが材料を提供するのか、材料の調達までBがおこなうのか、この区別はブラックボックスに納める。また、仕立賃の金額の交渉過程は恰かも無いもののように、つまり固定的な提示額で請けるか請けないかを定めるだけというように取扱う。そしてまた、Aによる期待を応諾/拒絶することがもたらす第三者のBに対する反応への顧慮は無いかのように想定する。——ということは、現実の場面にあっては、ここで捨象した要因が介在しており、それらの要因・過程が絡んでAの側の期待告知ならびにBの側の役割取得がおこなわれる次第なのである。が、必要最低限の骨格的構造を見据える便法として、敢えて爰では右記の諸要因を捨象しておく。)そして、今やBがAの期待に応えることを決意したものとしよう。Bのこの決意は、企投的決意であって、中間的目標として企投される状況はAによって期待されている状況と不二であるが、Bの終局的目標・目的は、Aに仕立賃を支払わせ、貨幣的価値を取得することにある。茲において、縫製というBの役割行為は、Aにとっての手段(中間的目標)であり、且つ亦、Bにとっての手段(中間的目標)でもある。溯って、Aの期待告知という行為は、AにとってBを起動して縫製せしめる手段であ

るが、それはBにとって縫製という中間的目標の企投的決意を動機づけるもの(理由性動機)であり、Bは仕立賃の獲得という目的(目的性動機)を達成すべく所期的縫製行為を遂行する。Bは、Aの期待に応じて縫製し納品する行為そのことで、Aに支払いという役割行為を期待・呼掛けるのであり、以って、Aに支払いの準備(最低限でも例えば金庫・財布からの取出しといった)をさせ、支払いというB自身にとっての手段的行為をAに演行せしめる。」

#### 332-4P

(対話④)「此処に構造内的に見られる目的達成型行為の構制それ自体については、前節内で必要最低限すでに触れておいたので、殊更に立入るには及ばないであろう。爰で留目したいのは当事者たちが互いに相手を手段として利用(使役)する構造である。——AはBに縫製という自分にとっての手段的行為を演行させ、BはAに仕立代金の支払いという自分にとっての手段的行為を演行させる。(裏返して言えば、Bは縫製行為によってAにとっての手段となり、Aは支払行為によってBにとっての手段となる)。両人は互いに相手側を手段として使役することで(互いに相手の手段となり合うことで)各々自分にとっての目的を達成する。このかぎりでは、手段に化すとはいっても、双方が自分の利益を得ているのであり、ここでは利害の共同性=共同的利害が存在する、と言うことが一応はできる。がしかし、共互的役割行為といい、形式的には相互使役(相互利用)といっても、また、共同的利害が一応は存在するとはいっても、内容的には、一方が優位・有利、他方が劣位・不利な関係でもありうる。」 334P

(対話⑤)「この間の事情を見易くするためにも、先の縫製の例を継時的位相に分けてA、Bの行為の対応関係を分析しておくと便利である。／Aは、①期待を告知し、②縫製させ、③金銭を用意し、④納品させ、⑤賃料を支払う。／Bは①'期待を受容し、②'縫製し、③'金銭を用意させ、④'納品し、⑤'賃料を支払わせる。／右の過程のうち、③、③'は、①、①'の前に位置することもありうるし、④、④'の後に位置することもありうる。が、共互的対応性の構造が論件である爰では、論点に響かないので、後論との関連での便宜も計り、右記の位置に据えておきたい。——尚、①の注文が受託されないとか、⑤'の支払いが履行されないとか、現実にはこのような場合も生じするが、そして、それはそれで行為論にとって重要な一論件であるが、これは次章の論脈に譲ることにして、爰では、①～⑤と①'～⑤'とが対応的に円滑に進捗するものとしよう。／扱、①①'、②②'……⑤⑤'は夫々対応的であるとはいえ、②と②'、③と③'は、爾余と聊か趣を異にすることに留意を要する。①と①'は、拒絶されないという目下の想定条件下では、相互補完的(同時相補的)である。つまり、注文と受注とは、謂うなれば握手などの相補的行為と同様、両々相俟って甫めて発注が発注として・受注が受注として成立するのであり、片方だけでは成立しえない。両々相俟って“単一の行為事象”である。④と④'も、製品の授受というこれまた両々相俟って甫めて成立する事件であり、⑤と⑤'も同様である。それにひきかえ、②の「縫製させる」と②'の「縫製する」とは、また、③の「用意する」と③'の「用意させる」とは、概念上はなるほど相補的であり、時間上も同時的と言えなくもないが、現実に遂行される行為は、②'の「縫製する」対物行為、及び③'の「金銭を用意する」対物行為だけであり、これらの対物行為だけであり、これらの対物行為それ自体は各々が単独にも成立しうる。(慥かに、②の「縫製させる」や③'の「用意させる」は使役行為であり、概念上は相手の実行行為と相補的で

はある。がしかし、実行するのは一方だけであって、握手式の合体的実行ではない。)」334-5P (対話⑥)「こうして、順次交替的(交互的)役割行為は、その内部に構造内的契機として同時相補型(補完型)の行為を含みうるが、一者側だけの実行行為、一方の側だけがもっぱら使役的に実行させられる行為をも構造内的に含みうる。この非対称性は、勿論、直ちに一方の優位・有利、他方の劣位・不利を意味するものではない。がしかし、この非対称性から、優位(有利)と劣位(不利)の関係が成立しうる。そして、局部だけを取り出せば相補的な・補完的な、そのかぎりでは対等・平等な関係行為であっても、全体としては不平等な関係行為の構成成分として、実質内容的には不平等な意義を帯びることもありうる。」335P・・・相対的差別のキーワードとしての「非対称性」

(対話⑦)「この間の事情は、先の縫製の例の大枠を維持したままでも、一寸したヴァリエーションのケースを思えば、容易に見て取れる。——AがBに支払う貨幣が、もともとAがBから盗んだものであったとする。今こう仮定しても、先の①～⑤および①'～⑤'の事実的過程には毫(ごう)の変化もない。しかし、この場合には、Bは実質上只働らきであり、Aは実質的には丸々Bを只で働らかせたことになる。形式上は“労働”と“貨幣”との等価交換であってさえ、実質的には只取りになるわけである。盗んだという過激な想定は取消してもよい。Aの所持金が、以前にBに安価で縫製させ、それを売却して得ていた利鞘であったとしても事情は似たり寄ったりである。(BがAに賃労働者として雇用される場合、労働力に対して価値通りに支払われるとしても、そこに生じる構造的搾取が“盗んだ金で支払う”のと同様な構制になることはマルクスが『資本論』で説く通りであるが、今爰ではそこまでは言わないでおく。)」336P・・・マルクスの説く資本主義社会の秘密

(対話⑧)「ヴァリエーションをもう一步進めてみると、相互的役割行為が、形式的には相互的に手段になり合い、夫々がそのことによって利益を得る構制、そのかぎりでは利害の共同性＝共同利害性が成立するにしても、実質的には「支配—服従」の関係になる場合もあることが瞭然となる。——先には縫製労働に対して賃料という反対給付がおこなわれるものとしたが、Aの期待(依頼・命令)にもしBが応えなければ、Bは不利益を被むること必定なので、その不利益(以後の発注の差止めとか、撲られる・苛められる・殺されるとか、他種多様な“不利益”の形態がありうる)を免れようとして、Bが応諾・縫製・納品するケースを考えてみられたい。このケースでは、先の⑤'の賃料の代わりに、Bは「当該不利益を免れる」という“反対給付”を獲得する型になる。現実問題として、Bは「当該不利益を免れる」ことを目的としてAの期待に応える役割行為を演行すること屢々である。形式上から言えば、この際でも、Bは「当該の蓋然的不利益行為をさせない」という負の形態においてAを使役し、そのかぎりでは、Bは「不利益を被らない」という自分自身の目的のためにAを“手段化”する、と言えないわけではない。以って、ここでも、「形式的には相互的に手段になり合い、それぞれがそのことによって利益を得る構制、利害の共同性＝共同利害性が存立する」と言うことが、一応可能ではある。しかし、実質的には、これはまさに「強制—屈従」「命令—服従」「支配—服属」にほかならない。仮令賃料が支払われるとしても、それが不等に低い額であるにもかかわらず、“より大きな不利益を免れるために” 応需するのであれば、やはり一種の「支配—服従」と言わねばなるまい。また、仮令恩顧といった形で“反対給付”がおこなわれる場合でも、“恩顧を失わないために” というこ

あれば、実質的には「支配—服従」の関係になる。」336-7P・・・支配の構造

(対話⑨)「共互的役割行為なるものは、こうして、形式的には相互手段化によって各々が自分の目的を達成し利益を得る利害の共同性の構制になっているにしても、実質的には必ずしも対等・平等ではなく、「支配—服従」の場合を含みうる。——詳しくは[次篇]で述べるが、この「支配—服従」は、当事両者が事前に「優位—劣位」の関係にあるためとは限らない。ヒエラルヒーが既成化している場面では、「上—下」「優—劣」の地位関係にある役柄を分掌的に取得するので、「命令—服従」「支配—服属」の関係が行為に先立って事前に決っているとと言える。(この場合でも、形式的にはあの相互的手段化による目的達成、共同的利害が、共互的行為の構造分析としては立言できる。このことが見失われてはならない。)そもそも、しかし、当の上下・優劣の役柄的地位関係、支配服属の地位的身分関係が如何にして形成・成立するのかを溯って究明する必要がある。今爰では役割遂行の共互構造が論件であるから、発生論的・形成論的な経緯については[後論]に委ねるが、「優位—劣位」「支配—服属」の地位的関係の発生論的機序を論考する際には(それが単純な「一者—他者」の二者関係ではなく、第三者の絡む関係として解明される筈であるが)、却って、共互的役割行為が構造内的に孕みうる上述の非対象的な契機が説明項としてクローズ・アップされる所以となる。この旨を予告的に一言しておこう。——共互的役割行為の構造それ自身の内部に「支配—服属」の可能的構造、依って亦、社会的矛盾葛藤の可能的構造が孕まれていること、このことをわれわれは銘記して掛らねばならない。」337P

### 第三段落——共互的役割行為の構造を把え返す 338-42P

(対話①)「共互的な役割行為が、単純な利己的行為でも単純な利他的行為でもなく、一種独特の利害構造の構制を有つことを彰らかにしつつ、旧来の社会的行為理論のパラダイムと論判するためにも、われわれは爰で論材を新たにして共互的役割行為の構造を把え返す段である。」338P

(対話②)「われわれは先に、AがBに縫製させて賃料を支払うというかなり複雑な例を仮設して共互的役割行為、しかも順次交替型(交互型)役割行為を途中まで分析したのであったが、論者たちは、一般には、交互型役割行為の典型として「遣り取りゲーム」や「会話」のごときを挙げ、「商品交換(売買)」や「対話」のごときを以って社会的行為の範型とすることが多い。——これら構造的に“単純”な相互行為を範型とすることがいかにも至当であるように思えるかもしれない。が、敢えて先に一見“複雑すぎる”例にまず即したのは勿論故あつてのことであつた。——今やわれわれとしても、これらの常套的な“単純”な相互行為“範型”を論材にして議論を進めてみよう。」338P・・・「故」は「(対話⑧)」での展開されています。わたし的には、「資本主義的役割行為の秘密—特質を暴いておくため?!」とか、ブラックボックスの問題としておさえていました。

(対話③)「発生論的に見るとき、自覚的な交互的役割行為の初次的形態は「遣り取りゲーム」(いわゆるオ頂戴遊ビ)や「会話」であると言うことも慥かにできよう。——ボールが遣り取りされているケースを例にとれば、第一段でAがボールをBに手渡し(BがAからボールを受取り)、第二段でBがボールをAに手渡す。この交互的行為が反復される。(AはBがボールを受取るという役割行為を演行することを期待し、Bに受取る行為を企投・起動させるべく……目的達成型の行為を企投して……手段的行為を起動・遂行し……云々という構

制の復唱は愛では省いて直截・簡略に議論を進めたい。)各段の行為事象は、対物的契機と対人的行為とが統合されているばかりでなく、上述した意味で(つまり、握手などと同様な)「同時相補的(補完型)」になっている。(「ボールを手で持つ」という対物的行為と「手渡す」「受取る」という対人的行為とを階梯的に分けることも勿論可能であり、**後論**において必要になった際にはこの区分を導入するが、当座は「ボールを手渡す」と「ボールを受取る」とが同時相補的な補完的行為事象ということにして議論を運ぶことにする。)ボールの交互的な遣り取りは、この同時相補的行為事象、この“同型的”事象の交互的反復である。」

338-9P

(対話④)「扱、ここにおいてもA、Bは互いに相手を手段的に使役しつつ(裏返して言えば、互いに相手の手段となりつつ)夫々自己の目的を達成するのであり、“利害的共同性”が存立する。そして、ここでは、先の縫製の場合とは違って“非対称”な構造内的契機は存在しない。両サイドからの行動は悉く対応的・合一的である。依って対等な役割行為の交替的進捗であり、ここには支配服従の関係は見られない。」339P・・・地位的關係を内自化している際には、非対称的關係は存在しうる。ただし、これは弁証的展開において、ここでは問題を除外しているともとらえられます。以下同文。

(対話⑤)「「会話」の場合には、一個同一のボールの往復とは違って、往きの発話と還りの発話とは相違する。がしかし、「Aが話しBが聞く」と「Bが話しAが聞く」という第一段と第二段とにおいて、各段が同時相補的(補完的)であり、“非対称的”な構造内的契機は存在せず、対応的・合一的である点ではボールの遣り取りと同趣である。」339P・・・ここでも、女性話者や「言語障害者」話者のさいの割り込みの問題とかで、非対称性は存在しうる——廣松さんが役柄と役割を分けた意味にも通じる事

(対話⑥)「「商品交換」の場合も「会話」と同型的である。——人あって、商品交換は対物的契機を含むのに対して、会話はもっぱら対人的契機だけだと言うかもしれない。ボールの遣り取りに関して、断書風に記しておいたように、ボールの授受や商品交換は慥かに、対物的・対人的な二階梯に分けることもできる。がしかし、会話についても、言語なる物の遣り取りとか言語なる物の交換とか強弁することなく、そこにもやはり“対物的”契機があり、商品交換と同趣の構制になっていることを指摘できる。というのは、音(声)を発する、音(声)を聞く、という“手段的な行動”の側面は、一種の対物的行為に類するからである。——ここにあっても、同時相補的(補完型)行為事象の継起であり、“非対称”的契機は存在せず、悉く対応的・合一的である。そして、当事者たちは互いに相手を「使役」(註)(互いに相手の手段となり合い)、夫々の目的(所求の使用価値の獲得)を達成し、以って“利害的共同性”を現成せしめる。ここにも支配服属の関係は見られない。商品交換という相互行為は、そこでの構制だけに留目するかぎり、ボールの遣り取りや会話と同様、対等な関係行為である。」339-40P

(註) ‘使役’の‘j’に対する‘r’がないので挿入して、‘r使役’にしました。

(対話⑦)「尤も、商品交換は、先の縫製の例における最終局面、すなわち、納品・支払い、つまり、製品と貨幣との交換の局面を截り撮ったものになっている場合もありうる。そして、この場合には、“製造”の過程まで視野に入れ、且つ亦、取引条件などを視野に入れるとすれば、「優位—劣位」「有利—不利」ひいては一種の「支配—服属」の関係が対自化さ

れうる。がしかし、商品交換モデルの社会的行為論は、言語ゲーム・モデルの社会的関係論と双生児であり、生産関係をブラックボックスに納めたままにしているのがまさに特徴である。」340P・・・同じく、「遣り取りゲーム」や「会話」においても既にある差別的関係をブラックボックスに納めているのでは？

(対話⑧)「今や、先に敢えて縫製の例に即するところから始めた所以のもの、言い換えれば、商品交換モデルや言語ゲーム・モデルから始めることをしなかった理由、これが納得されよう。形式的には一見対等な相互的役割行為、共同的利害行為の構造であっても、そこに支配服従の可能的構造が、依って亦、社会的矛盾葛藤の可能的構造が孕まれておりうることを対自化するためには、過度の“単純の選好”に陥らないよう心すべきだったのである。」

340P・・・「(対話②)」参照

(対話⑨)「商品交換モデルは、いわゆる「近代市民型」が対等な同市民たちが各々自家生産物を携えて市場で出会い、自由で対等な人格的主体として、各々の自家生産物を等価交換し合う市場社会の相でイメージされるのにも見合う。近代市民社会の古典的イメージにあつては、生産過程は謂わば私事としてブラックボックスに納められ、もっぱら市場的出会いの場に即して社会(社会関係)なるものが表象され、そこでは資本家と賃労働者との関係すら“労働力”商品の売買関係として扱われる。この市民社会像に徴すれば、商品交換モデルは、単なるモデルというより、人々の社会的間主体関係・行為の普遍的な定在形態を定式化したものとさえ思念(「マイネン」のルビ)されうる。——言語行為モデルも、先に指摘した通り、商品交換モデルと本質的には同型的である。なるほど、言語行為にあつては、文法という規則(「ルール」のルビ)性が見え易く、文法的規約性をビルトインしてモデル化されるという“長所”を有つが、文法は当該言語活動諸主体にとって“万人平等”であり、しかも文法という規範体系はコンクリフトを含まない。言語ゲーム・モデルの社会論・社会的行為論も、商品交換モデルのそれと同断である。——モデルは所詮モデルにすぎないとはいえ、商品交換モデルや言語行為モデルを社会的行為の一般的モデルとすることは、古典的な近代市民社会像のイデオロギッシュな短見と同じ弊に陥りかねない。それは矛盾的葛藤や支配服従的対立性の可能的構造をイデオロギッシュに“隠蔽”する所以ともなりうるからである。(翻つて、或る種の単純な労働・作業をモデルとして、行為なるものをもっぱら“主体—客体”関係として扱うことにも慎重な配慮を要する。いわゆる“対物的行為”という“側面”が行為一般の構造内契機を成す以上、その部面をクローズアップして分析するに際して、しかるべきモデルを立てることが慥かに望まれる。これを卻けるべき謂われはない。われわれ自身、“対物的行為”論を主題的に試みる場面では労働の構造分析をモデル化するであろう。が、しかし、現実の労働は、**前節**で指摘したように、協働分掌の構制になっており、決して孤絶な“主体—客体”関係ではないことが銘記されねばならない。現実の行為は“対物的かつ対人的”関係行為として存在する。)」340-1P

(対話⑩)「よもや誤解はあるまいと信じるが、著者は言語行為なるものを軽視する心算はない。役割期待の告知(指令・命令)は、非言語的伝達によってもおこなわれるとはいえ、圧倒的大部分は言語活動によっておこなわれるのであり、現実の共演的役割行為は言語活動を抜きにして殆んど成立しえないのが実情である。また、賞罰も、単なる表情性反応でおこなわれる場合や、褒賞・刑罰といった形をとる場合もあるが、大抵は賞賛や叱責を言語活

動で表現・伝達することによって現成する。言語活動の手段的機能性への留目は、行為論にとって不可欠の重要事である。尤も、(手段的機能性ということに徴する限りでは、非言語的な手段によっても告知・伝達が可能であり、言語的活動が恒に必ず人間行為にとっての構造内の必須契機を成しているわけではないという事情は措くとしても)行為論にとって本質的に必要なのは役割期待の告知・理解や賞罰の表明・受容といった構制なのであるから、それらの基本的構制の現認が先決的課題となる。言語的活動が多くの場合に手段的に介在するとはいっても、それが基本的な構制にとって必須の構造内の契機とまでは言えない限り、言語活動は当座の論攷において主題的論件からは外れる。爰ではまだ手段的行為の各論的分析に立入る段ではないので、著者が言語活動の手段的機能性をいかに重視しているようにも、直ちに主題的論件とはしない事情を諒として頂きたい。」341-2P・・・眉の上げ下げによるサンクションの例

(対話⑩)「附言するまでもなく、言語活動はそれ自身一種の歴(「れっき」のルビ)とした行為である。手段的機能性を演じる場合でも、言語行為は目的達成型の構制を具えた企投的行為であることは言うを俟たない。そして、言語活動は先ず以って役割行為でもある。それゆえ、目的達成型の各種行為の分類や分析、役割遂行型の各種行為の分類や分析が試みられる場合には、言語行為の主題的検討がそれらの視角においても履行されねばならない。——著者としてはオースティンやサールの言語行為論に謂う locutionary act(発語行為)、illocutionary act(発語内行為)、perlocutionary act(発語媒介行為)の区別もさることながら、K・ビューラーの「三極的オルガノン」モデルを継承的に展開しつつ、第一巻中で叙べた言語の四機能に即して言語行為論を定式化したいと念う。その際、熊野純彦氏のシグナル・シンプトン・シンボルの理論を勘案することになる筈である。——言語行為論(乃至はより広く記号論)は、主題的な論究に値するばかりではなく、実践的世界論の各論的展開に際しては、呪術行為論、儀礼行為論、司法行為論などと“並んで”特別な配慮を要する。著者はこのことを承知している心算である。が、爰はまだその段ではない。」342P

**第四段落——共互的役割行為が利害の共同性＝共同利益性を存立せしめるとはいえ、当事主体たちの間に、「有利—不利」「支配—服属」の可能的構造を孕みうること** 342-3P

(対話⑪)「共互的役割行為は、上述した通り、共互的に相手にとっての手段となり合い(互いに相手を手段的に使役し合い)、単独では成就できない目的を達成する限りで、利害の共同性＝共同利益性を存立せしめるとはいえ、当事主体たちのあいだに、「有利—不利」ばかりか「支配—服属」の可能的構造を孕みうる。そして、(1)順次交替型(交互型)の役割行為は、そこにおける、「役割期待—役割取得」が「強要—屈従」「命令—受命」となる場合を生じ、共互的役割遂行とは言っても、「指揮—服従」という形での“協働”になる場合が現にある。(2)並行共業型(協同型)にあつては、複数の当事者たちが、よしんば思惑は別々であり、各々別々の高次目的を利己的に追求している場合であっても、差当つては、共通・単一の目標を企投しつつ同型的な手段的行為の共業・協同的な遂行を演行する。(3)同時相補型(補完型)の共互的役割行為においては、複数の行為当事者たちの行為が補完的合一相で甫めて各々の側の行為を成立せしめる。——これらの共互的な役割行為の構造について分析し、片やコンフリクトの発生を、片や「主体我々」の形成を見定める次序であるが、捷徑(しょうげい)を期してこれは次節「役割行動の存立性」の論脈に繰込むことにしたい。本節の標

題に掲げた論件を十全に論定するに至っていないが、**次節**での継承・継続に免じてこの措置を許されたいと念う。」 342-3P

### (編集後記)

- ◆月二発刊を終え、新年から月一(18日発刊)に戻しています。
- ◆巻頭言は、「**右—左ではない上—下が問題**」という**錯誤**です。実は、もう4・5回分の巻頭言、というより「通信」の4・5回分の原稿を書きためていて、この原稿は最新の原稿で、急遽入れ込んだのです。丁度前回の「**左派—右派—ファシズムの「図式化」**」と繋がる、追記のような原稿になっています。
- ◆読書メモは、連載中の〔廣松ノート(8)〕の『存在と意味2』の14・15回目。メモ取りは『存在と意味 2巻』の校正を残すだけで、〔廣松ノート〕第一シリーズを終えています。第二シリーズに入る前に、マルクスの再読もして、積ん読している運動関係の本も2冊読んで、読書メモも書いています。
- ◆アメリカがベネズエラに軍隊で侵略して大統領夫妻を拉致して、ニューヨークへ連行しました。「法も秩序」ありません。「ならずもの国家」「民主主義の破壊国」になりました。まるで、19世紀の帝国主義への逆戻りで、第三次世界大戦の様相を醸し出しています。トランプは、西半球支配と言っていますが、イランへの攻撃もしています。西半球が終わったら、彼の支配欲は世界に及ぶことでしょう。ナチの「第三帝国」、日本帝国主義の「大東亜共栄圏」の再来です。小泉防衛大臣は、核保有に関して、あらゆる可能性を排除しないで考えると、ヒロシマ・ナガサキの被害者を踏みつけるようなとんでもない発言をしています。わたしたちは、もう一つの選択肢としての「あらゆる可能性」の中身として、日米安保条約破棄を突き出すことだと思います。
- ◆日本の超党派の議員団が、イスラエルを訪問しました。小野寺団長が、ICC(国際刑事裁判所)から逮捕状が出されているネタニヤフ首相と面会して、「日本の支援に感謝している」という発言を受けたという報道がなされています。これは、日本によるイスラエルのパレスチナへのジェノサイドにおけるセカンド・ジェノサイドとも言えるような事態です。これは日本政治の当事者性の責任として、きちんと追及していくことです。
- ◆高市首相が「世界の中心で咲き誇る日本外交」とぶち上げて就任し、最初は安倍政治の継承として、それまでの路線を踏襲して、それなりに無難に進むかと思いきや、国会でのこれまでの外交路線を踏襲するという確認の儀式的質問を、それを一年生議員でも分かるようなことを踏み外して、「台湾有事は日本の有事」ということを言ってしまいました。しかも、「中国が台湾を占領し」とか「米軍が来援し」とか、決して口に出していけないことを、言ってしまったのです。それで質問していた議員のほうは、慌てて、発言の撤回を求め、更に、翌日に別の議員が、撤回を促したのに、発言の撤回をせず、中国がそれに応答してきています。おまけに、中国の「制裁」批判まで始めました。これを火に油を注ぐ行為と言います。自分が招いた事態です。閣僚のトリプルファシスト大臣の一人である小野田経済安全保障担当大臣は、中国への対応を問われて、「言うべき事は言ってまいります」と答えていました。言うべき事ではないことを言ったから、問題になっているのです。こ

の発言自体も火に油を注ぐ発言です。そもそも、安倍元首相も高市議員も、かつては、敵性国家規定をしないというルールの下で、「力による現状変更は許されない」という発言をしていたのに、アメリカのベネズエラ侵略に、この言葉を使いません。アメリカ批判と捉えられることを封印した意味不明の「声明」になっています。日本のアメリカへの従属外交の上塗りです。安保条約の地位協定で、米兵の犯罪を治外法権化している日本は、「アメリカの植民地か？」と言われているのに、そして従属外交をしているのに、何が「世界の中心」なのでしょう？　そもそも、戦後の戦争の歴史は、アメリカの他国への軍隊の派遣での戦争とCIAによる内政干渉工作の歴史でした。それでも、そのことを隠していました。自国民の救済とか、人権とか、民主主義を口実に、世界の警察とか、いう粉飾をほどこしていたのです。ところが、トランプファシスト政権は、まるで「金の亡者」です。石油目当てであることを明言して、西半球の支配まで口に出しています。ヒトラーの再来です。こんな国と安保条約を結んでいたら、「集団的自衛権」で安倍元首相が口走っていた、地球の裏側まで自衛隊の派遣という事態になりかねません。日本の地球の裏側は、南米です。まさに、西半球の支配への加担です。アメリカがドンロー主義で、アジアから出て行くという幻想をもつひとがいるのかも知れませんが、トランプファシズム政治の行く着く先は世界支配です。

◆高市首相が、民衆の困窮化の中で一刻も早い対処が必要なときに逆に泥沼の政策を進めてきたばかりか、党利党略で「解散権」なる民主主義破壊の手段を行使して、解散総選挙に打って出て、まさにその「戦争とファシズム推進内閣」としての性格を露呈しています。反対の意志表示とできることをしていきましょうー

## 反障害－反差別研究会

### ■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めもなされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換をなそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作られています。そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろうとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起しています。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなされてきました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとらえ返しなが、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進め理論形成していきます。そして、「差別はなくなる」とか「社会の基本構造は変わらない」という意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、過

去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別ということを中心にしながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先

Eメール [hiro3.ads@ac.auone-net.jp](mailto:hiro3.ads@ac.auone-net.jp) (三村洋明)

反障害—反差別研究会 HP アドレス <http://www.taica.info/>

「反障害通信」一覧 <http://www.taica.info/kh.html>

反差別資料室 C <https://hiro3ads6.wixsite.com/adsshr-3>

ブログ「対話を求めて」 <http://hiroads.seesaa.net/>

反差別資料室 A <https://hiro3ads6.wixsite.com/adshr1>